

## 2 業績ハイライト(単体)

### 平成28年度 決算概要

当期における我が国経済は、政府による経済政策等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。

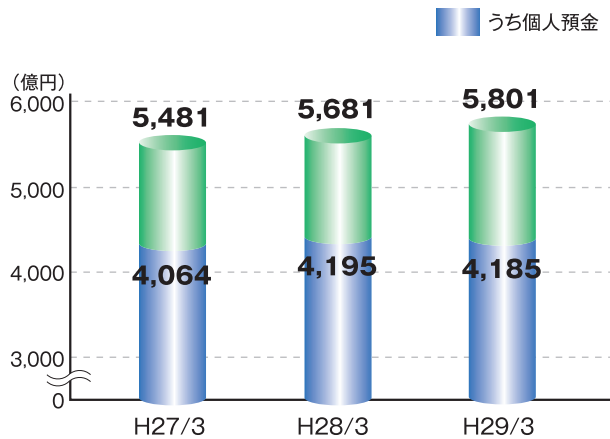
一方で、前半は、中国をはじめとする新興国経済の減速や、英国のEU離脱による世界経済への警戒感から円高株安が進行したものの、11月の米大統領選トランプ氏勝利以降、景気回復への期待感から大きく円安株高に振れるなど、後半は、やや明るい兆しも見えてきましたが、いまだ景気の先行きはやや不透明な状況にあります。当行の主要な営業エリアである静岡県・神奈川県地域経済におきましても、緩やかな回復基調にあるものの、足許では、景況感に一部弱さが見られております。

このような状況下、当行は、平成28年4月よりスタートさせた第11次中期経営計画『進化』において、行動指針「Change(改革) & Challenge(挑戦)」のもと、「お客様中心主義」を“原点回帰”と“マーケティング活動の強化”によって進化させ、地域の皆さまやお客様のニーズに合った商品・サービスの提供、諸施策の推進に努めてまいりました。この結果、着実にお客様が増加し、次のような成果を収めることができました。

#### 預金残高

##### ～年間増加率2.1%～

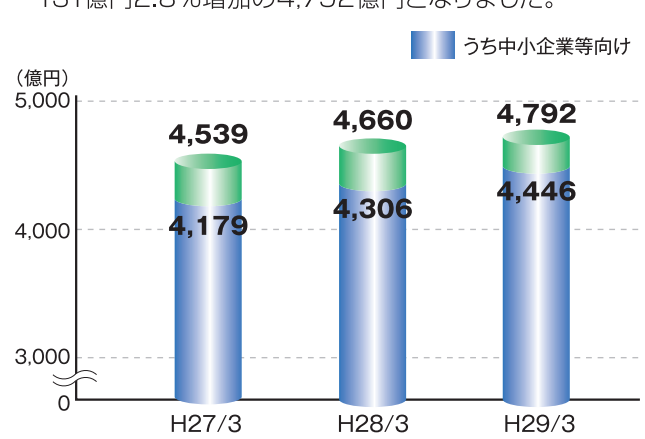
地域貢献定期預金(お買い物券付定期預金等)や年金関連サービスの推進等により、預金残高は前期末比120億円2.1%増加の5,801億円となりました。



#### 貸出金残高

##### ～年間増加率2.8%～

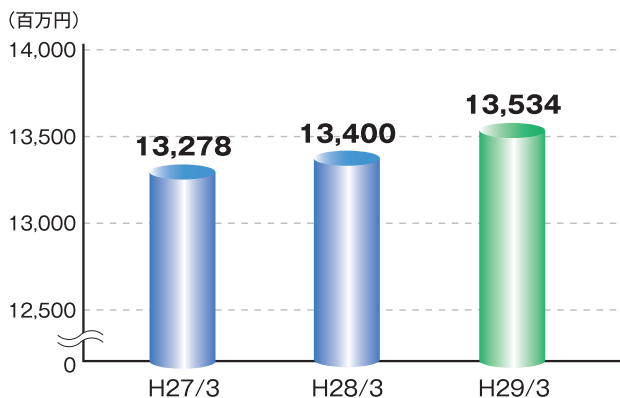
定期的な顧客訪問によって事業性評価向上に努める中、製造業を中心とする中小企業向け貸出や「CSローン(個人ローン)」の推進等により、貸出金残高は前期末比131億円2.8%増加の4,792億円となりました。



#### 経常収益

##### ～3年連続の増収～

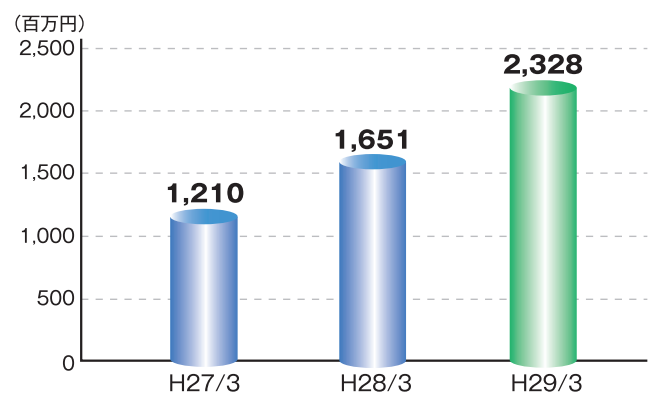
預貸金ともに増加したほか、資金運用収益が増加するなど、本業が堅調に推移したこと等により、経常収益は前期比1億33百万円0.9%増収の135億34百万円となりました。



#### 当期純利益

##### ～5年連続の増益～

本業が堅調に推移したほか、与信費用の減少や新システム導入効果による経費減少等により、当期純利益は前期比6億77百万円41.0%5年連続増益の23億28百万円となりました。



## 2 業績ハイライト(単体)

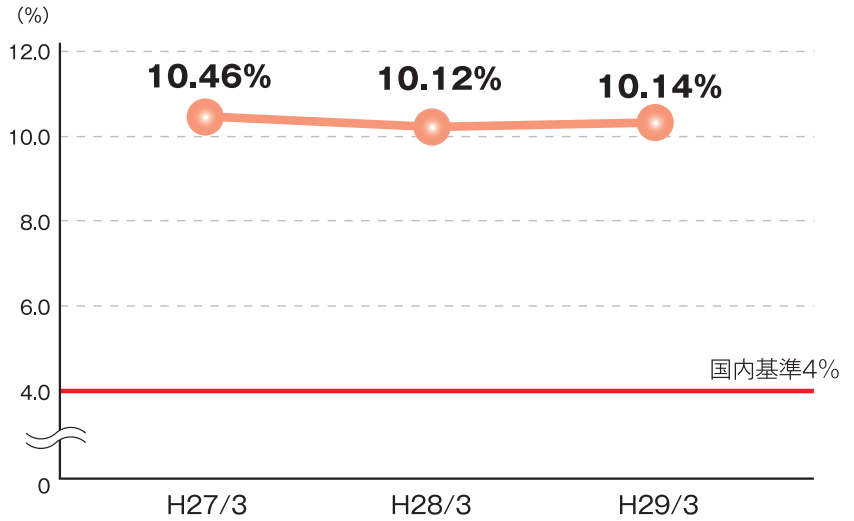
### 自己資本比率

**10.14%**

#### 高水準の自己資本比率を堅持

自己資本比率は、銀行経営の健全性を示す重要な指標の一つとされており、国内基準で4%が求められています。

自己資本比率は、10.14%と国内基準の4%を大きく上回り、高水準の自己資本比率を堅持しています。



### 金融再生法開示債権比率

**1.95%**

#### 高い健全性を維持 1%台へ

単位:百万円

|                     | 平成28年3月期<br>開示債権額 | 平成29年3月期<br>開示債権額 |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 3,913             | 1,683             |
| ② 危険債権              | 8,217             | 7,087             |
| ③ 要管理債権             | 630               | 625               |
| 小計                  | 12,761            | 9,396             |
| 金融再生法開示債権比率         | 2.73%             | 1.95%             |
| ④ 正常債権              | 454,593           | 471,058           |
| 合計                  | 467,355           | 480,455           |
| 貸倒引当金および担保保証等による保全額 | 12,224            | 8,651             |
| 保全率                 | 95.79%            | 92.07%            |

#### 用語解説

##### ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。

##### ②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。

##### ③要管理債権

###### ●3か月以上延滞債権

元金または利息の支払が3か月以上延滞している貸出債権。

###### ●貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権。

##### ④正常債権

債務者の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①～③以外に区分される債権。

#### 保全の状況

#### 保全率 92.07%と、保全状況は十分な水準にあります。

不良債権のうち「貸倒引当金」や「担保・保証等」で92.07%カバーされています。

これらの不良債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、全てが損失となるわけではなく保全状況についても十分な水準にあります。

また貸倒引当金、担保・保証等でカバーされていない部分につきましても自己資本で十分にカバーできます。